

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 3 月30 日 (火曜日)

号 外 第 20 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ		
○条例		神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例 (スポーツ・スポーツ課)	9
知事等の給与の特例に関する条例 (総務・人事課)	5	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例 (環境農政・大気水質課)	9
地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例 (政策・NPO協働推進課)	5	神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例 (福祉子どもみらい・人権男女共同参画課)	10
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (政策・市町村課)	6	神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例 (健康医療・医療課)	10
神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	6	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例 (健康医療・生活衛生課)	11
職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	6	かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例 (健康医療・生活衛生課)	11
市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	6	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例 (県土整備・都市公園課)	11
神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	7	○規則	
県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	7	神奈川県立相模湖漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ・スポーツ課)	11
職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (総務・人事課)	7	神奈川県立山岳スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ・スポーツ課)	12
神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例 (スポーツ・スポーツ課)	8	神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・人権男女共同参画課)	12
		神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康医療・生活衛生課)	15

本号で公布された条例のあらまし

1 知事等の給与の特例に関する条例

- (1) 知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び特別職の秘書に係る令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給料及びそれに係る地域手当の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例等にかかわらず、同条例等による額から、知事にあってはその100分の10に、副知事にあってはその100分の7に、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び特別職の秘書にあってはその100分の5に相当する額をそれぞれ減じた額とすることとした。(第1条～第5条関係)
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- (3) 知事等の給与の特例に関する条例(平成25年神奈川県条例第58号)は、廃止することとした。

2 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 指定特定非営利活動法人(地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人をいう。)の指定の申出書の提出があったとき及び指定特定非営利活動法人から提出を受けた書類の閲覧等の請求があったときに知事が縦覧に供し、又は閲覧等をさせる書類は、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものとする(第3条、第14条関係)
- (2) 指定特定非営利活動法人の指定のために必要な手続を行う基準のうち書類の閲覧及び公表に係る基準について、特定非営利活動法人が閲覧させる書類及び公表する書類は、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものとする(第4条関係)
- (3) 指定特定非営利活動法人は事業報告書等の書類の閲覧の請求があった場合において当該書類に記載された事項中個人の

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六二円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

住所又は居所に係る記載の部分を除くことができることとするともに、指定特定非営利活動法人が公表しなければならない書類は個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものとする。 (第10条、第12条関係)

- (4) 指定特定非営利活動法人が毎事業年度 1 回、知事に提出しなければならない書類について、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程は変更がない場合は提出を要しないこととするともに、資金に関する事項等を記載した書類のうち提出を要するものは規則で定める書類に限ることとした。(第13条関係)

- (5) その他規定の整備を行うこととした。(第 3 条関係)

- (6) この条例は、令和 3 年 6 月 9 日から施行することとした。

- (7) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)

- (2) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)

- (3) この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行することとした。

4 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 知事の職員の定数を7,625人(現行7,521人)、教育委員会(学校以外の教育機関を含む。)の職員の定数を759人(現行751人)、教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員の定数を11,974人(現行12,099人)、教育委員会の所管に属する学校のその他の職員の定数を1,087人(現行1,094人)とし、職員の定数の合計を22,625人(現行22,645人)とした。(第 2 条関係)

- (2) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

5 職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

新たに職員となった者のサービスの宣誓における宣誓書への押印を要しないものとする。 (第 2 条、別記様式関係)

- (2) 公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

公安委員会の委員のサービスの宣誓における宣誓書への押印を要しないものとする。 (第 2 条、別記様式関係)

- (3) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

6 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 小学校の職員の定数を9,396人(現行9,418人)、中学校の職員の定数を5,513人(現行5,517人)、特別支援学校の職員の定数を192人(現行183人)とし、職員の定数の合計を15,120人(現行15,137人)とした。(第 2 条関係)

- (2) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

7 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 警察官以外の職員の定数を1,701人(現行1,674人)とし、職員の定数の合計を17,404人(現行17,377人)とした。(第 2 条関係)

- (2) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

8 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間における議員報酬の月額、規定の額からそれぞれその100分の 5 に相当する額を減じた額とすることとした。(附則第12項関係)

- (2) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

9 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正

ア 給料表の適用を異にする異動等における号給の決定等の特例について、その適用対象となる異動を、公安職給料表の適用から同表以外の各給料表の適用となる異動等に限ることとした。(附則第22項関係)

イ その他規定の整備を行うこととした。(附則第22項関係)

- (2) 学校職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 給料表の適用を異にする異動等における号給の決定等の特例について、その適用対象となる異動を、教育職給料表の適用から同表以外の各給料表の適用となる異動等に限ることとした。(附則第21項関係)

イ その他規定の整備を行うこととした。(附則第21項関係)

- (3) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(1)イ及び(2)イについては、公布の日から施行することとした。

- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

10 神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例

- (1) 大会議室、小会議室A、小会議室B及びトレーニングルームの利用については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者が利用料金を徴収し、収入することとし、その上限額を定めることとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

11 神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例

- (1) スピードウォールの利用については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者が利用料金を徴収し、収入することとした。(第12条、別表関係)
- (2) リードウォールの利用料金の上限額を改定することとした。(別表関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(第10条関係)
- (4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。
- (6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

12 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)における「吹付け石綿等」等の用語の意義を定める等、規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- (2) 石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止
 - ア 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備しなければならないこととした。(第52条関係)
 - イ 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、規則で定める事項を周知しなければならないこととした。(第52条の2関係)
 - ウ 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならないこととした。(第52条の3関係)
 - エ 石綿排出等工事の元請業者は、当該石綿排出等工事の発注者に対し、当該石綿排出等工事に係る次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明しなければならないこととした。(第52条の4関係)
 - (イ) アの管理体制
 - (ロ) イの規定による周知に関する計画
 - (ハ) ウの規定による測定をする場合にあっては、その計画
 - オ 石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、又は災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合において速やかに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととした。(第52条の5関係)
 - (イ) エ(イ)から(ハ)までに係る事項
 - (ロ) 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による報告を行う場合を除き、同条第1項又は第4項の規定による調査の結果
 - カ オの届出をした者は、当該届出に係る石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならないこととした。(第52条の6関係)
 - キ 非常時の措置(第52条の7関係)
 - (イ) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度が条例第113条の3の基準値を超えたとき、又は石綿排出等作業により、石綿が当該石綿排出等作業を行う場所以外の場所に多量に飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置をとらなければならないこととした。
 - (ロ) (イ)の場合においては、(イ)の者は、速やかに、(イ)の事態の状況及びとった措置の概要を知事に報告しなければならないこととした。
 - (ハ) 知事は、(イ)の事態が発生した場合において、当該事態に係る(イ)の者が(イ)の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、(イ)の応急の措置その他必要な措置をとるべきこ

とを命ずることができることとした。

ク 建築物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等に吹付け石綿等が使用されているかどうかを把握するとともに、石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第52条の8 関係)

(3) 知事は、(2)アからカまでに違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。(第110条の2 関係)

(4) キ(イ)による命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。(第121条関係)

(5) この条例は、令和 3 年10月 1 日から施行することとした。ただし、(2)オ(イ)については、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

(6) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

13 神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県男女共同参画推進条例における「事業者」及び「積極的改善措置」の用語の意義を定めるとともに、規定の整備を行うこととした。(第 2 条、第 4 条関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(第 2 条、第 3 条、第 8 条、第10条関係)

(3) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(2)の一部については、同年10月 1 日から施行することとした。

14 神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

(1) 准看護師の養成施設に在学する者を対象とした貸付けを廃止することとした。(第 1 条、第 2 条、第 4 条関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(第 4 条関係)

(3) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

15 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 墓地(埋葬を行うものを除く。)又は納骨堂の設置場所の基準について、その境界線と病院その他の規則で定める施設との距離が規則で定める距離以上であることとするともに、規定の整備を行うこととした。(第10条関係)

(2) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

16 かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例

(1) かながわペットのいのち基金(以下「基金」という。)へ資金を積み立てる目的に、多数の飼養等がされている犬及び猫の命を守りその適正な飼養等を推進する目的を追加することとした。(第 2 条関係)

(2) 基金を処分することができる場合に、多数の飼養等がされている犬及び猫の避妊又は去勢手術その他その適正な飼養等を推進するための事業の経費に充てる場合を追加することとした。(第 7 条関係)

(3) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

17 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立相模三川公園のパークゴルフ場の利用については、地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)が利用料金を徴収し、収入することとした。(別表第 3、別表第 5 関係)

(2) 神奈川県立山北つぶらの公園における公園施設の維持管理に関する業務及び公園施設の運営管理に関する業務を指定管理者に行わせることとした。(別表第 4 関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第 5 関係)

(4) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(5)については、公布の日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。

条 例

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第13号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給料の月額の特例)

第 1 条 知事に係る令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間における給料の月額は、知事及び副知事の給与等に関する条例(昭和28年神奈川県条例第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当(他の給与の算出の基礎となるものを除く。))を除く。以下同じ。)の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 副知事に係る令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間における給料の月額は、知事及び副知事の給与等に関する条例第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の 7 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

(教育長の給料の月額の特例)

第 2 条 教育長に係る令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間における給料の月額は、教育長の給与等に関する条例(昭和24年神奈川県条例第42号) 第 1 条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の 5 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(監査委員の給料の月額の特例)

第 3 条 常勤の監査委員に係る令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間における給料の月額は、監査委員の給与等に関する条例(昭和26年神奈川県条例第 8 号) 第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の 5 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(公営企業管理者の給料の月額の特例)

第 4 条 公営企業管理者に係る令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間における給料の月額は、公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第51号) 第 2 条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の 5 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(特別職の秘書の給料の月額の特例)

第 5 条 特別職の秘書に係る令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間における給料の月額は、特別職の秘書の職の指定等に関する条例(平成20年神奈川県条例第 5 号) 第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額からその100分の 5 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条の規定により定められる額とする。

附 則

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 知事等の給与の特例に関する条例(平成25年神奈川県条例第 58号) は、廃止する。

地方税法第37条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第14号

地方税法第37条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例(平成23年神奈川県条例第48号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「公告する」を「インターネットの利用その他の方法により公表する」に改め、「書類」の次に「から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」を加える。

第 4 条第 1 項第 5 号中「これ」を「当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」に改め、同項第 6 号イ中「除く」を「除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る」に改める。

第10条第 4 項中「前項」を「第 3 項」に、「除く」を「除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項の書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項の書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第13条第 1 項を次のように改める。

指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度 1 回、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる書類のうち前条第 2 項第 1 号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

(1) 事業報告書等(当該指定特定非営利活動法人が神奈川県認証法人である場合を除く。)

(2) 前条第 2 項各号に掲げる書類(同項第 2 号に掲げる書類については、規則で定める書類に限る。)

第14条中「これ」を「これらの書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」に改める。

第20条第2項第5号中「第10条第4項又は第12条第6項」を「第10条第5項又は第12条第7項」に改める。

第23条第2項中「第10条第4項及び第12条第6項」を「第10条第5項及び第12条第7項」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 改正後の第3条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた申出に係る縦覧について適用し、施行日前になされた申出に係る縦覧については、なお従前の例による。
- 改正後の第13条第1項の規定は、施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第15号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表53の項(3)中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改め、同項(6)中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同項(8)中「第40条の7」を「第40条の7第1項」に改め、同項(12)中「医薬品の販売業者」の次に「(配置販売業者を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項(14)中「こと」の次に「(医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。)」を加え、同項中(31)を(32)とし、(21)から(30)までを1ずつ繰り下げ、同項(20)中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同項中(20)を(21)とし、(16)から(19)までを1ずつ繰り下げ、(15)の次に次のように加える。

- (16) 法第72条の2の2の規定により、医薬品の販売業者及び再生医療等製品の販売業者に対して、法令遵守体制の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表53の項中「(30)及び(31)」を「(31)及び(32)」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第16号

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事 務 部 局 の 区 分		定 数
知 事	事	7,625人
公 営 企 業 管 理 者		1,001人
議 会		76人
選 挙 管 理 委 員 会		5 人
監 査 委 員		41人
人 事 委 員 会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		759人
教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	11,974人
	そ の 他 の 職 員	1,087人
	小 計	13,061人
労 働 委 員 会		21人
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3 人
合 計		22,625人

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第17号

職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「署名押印して」を「署名して」に改める。

別記様式中「@」を削る。

（公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第2条 公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年神奈川県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「署名押印して」を「署名して」に改める。

別記様式中「@」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第18号

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,396人
中 学 校	5,513人
特 別 支 援 学 校	192人
高等学校（定時制の課程を置くもの）	19人
合 計	15,120人

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第19号

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

警 察 官 以 外 の 職 員	1,674人
合 計	17,377人

警 察 官 以 外 の 職 員	1,701人
合 計	17,404人

改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第20号

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（議員報酬の月額の特例）

12 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間における議員報酬の月額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれ当該額の100分の 5 に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第21号

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第22項中「その他の人事委員会規則で定める異動等」を「（公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第 3 条第 1 項各号（第 1 号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第 1 号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動」に、「において、同条第 1 項」を「において、第 5 条第 1 項」に改め、「（昭和32年神奈川県条例第56号）」を削り、「備考 2」の次に「又は備考 3」を加え、「並びに附則第48項、第50項及び第53項」を削る。

（学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第 2 条 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「その他の人事委員会規則で定める異動等」を「（教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第 3 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き

続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第 3 号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動」に、「において、同条第 1 項」を「において、第 5 条第 1 項」に改め、「備考 2」の次に「又は備考 3」を加え、「並びに附則第 47 項、第 49 項及び第 52 項」を削り、「これらの規定中」を「同項中」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条（備考 2）の次に「又は備考 3」を加え、「並びに附則第 48 項、第 50 項及び第 53 項」を削る部分に限る。）及び第 2 条（備考 2）の次に「又は備考 3」を加え、「並びに附則第 47 項、第 49 項及び第 52 項」を削り、「これらの規定中」を「同項中」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第 22 項の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第 22 項に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第 4 項及び第 5 項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。

- 3 前項の規定による給料を支給される者に関する職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第 7 条の 2 第 2 項、第 15 条第 5 項（第 16 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 17 条の 2 第 2 項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 53 号）第 21 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年神奈川県条例第 21 号）附則第 2 項の規定による給料の額との合計額」とする。

- 4 旧特例対象者の施行日以後の最初の昇給については、なお従前の例による。

- 5 旧特例対象者の施行日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、なお従前の例による。

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日前に第 2 条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例附則第 21 項の規定により号給を決定された者であつ

て、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例附則第 21 項に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第 8 項及び第 9 項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。

- 7 前項の規定による給料を支給される者に関する学校職員の給与等に関する条例第 7 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年神奈川県条例第 21 号）附則第 6 項の規定による給料の額との合計額」とする。

- 8 旧特例対象者の施行日以後の最初の昇給については、なお従前の例による。

- 9 旧特例対象者の施行日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、なお従前の例による。

神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 22 号

神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例

神奈川県立相模湖漕艇場条例（昭和 38 年神奈川県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表艇庫の項の次に次のように加える。

大会議室	全部を利用する場合	1 時 間	300 円
	3 分の 2 を利用する場合	同	200 円
	3 分の 1 を利用する場合	同	100 円
小 会 議 室 A	同		100 円
小 会 議 室 B	同		100 円
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	1 人 1 時間		100 円

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 神奈川県立相模湖漕艇場条例第 7 条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立相模湖漕艇場の利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、神奈川県立相模湖漕艇場

条例第14条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

3 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第23号

神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例

神奈川県立山岳スポーツセンター条例（平成 9 年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「、スピードウォール」、「及びリードウォール」及び「これらの施設を」を削り、「知事が別に定める時間」を「午前 9 時から午後 9 時まで」に改める。

第12条から第14条までを削る。

第15条第1項及び第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第12条とし、第16条を第13条とし、第17条から第19条までを3条ずつ繰り上げる。

別表第1を削る。

別表第2中「(第15条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表リードウォールの項を次のように改める。

リードウォール	一般利用	1人1時間	200円
	専用利用	1面1時間	2,000円

別表第2に次のように加える。

スピードウォール	一般利用	1人1時間	200円
	専用利用	1面1時間	2,000円

別表第2を別表とする。

附 則

- この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県立山岳スポーツセンター条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日においても、同日以後の神奈川県立山岳スポーツセンターの利用に係る利用料金について、改正後の第12条第2項及び別表の規定の例により、知事の承認を得ることができる。
- 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第24号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改

正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第51条」を削り、「第52条」を「第51条」に、「第4節 拡声機騒音の規制（第53条）」を「第4節 石綿排出等工事等第5節 拡声機騒音の規制

における石綿の飛散の防止（第52条～第52条の8）」に、「第5節」（第53条）」

飲食店」を「第6節 飲食店」に、「第6節 削除」を「第7節 削除」に改める。

第2条第4号中「施設」を「工作物（以下「建築物等」という。）」に改め、「物質」の次に「のうち石綿を除くもの」を加え、同条に次の3号を加える。

(16) 吹付け石綿等 吹付け石綿その他の建築材料で規則で定めるものをいう。

(17) 石綿排出等作業 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(18) 石綿排出等工事 石綿排出等作業を伴う建設工事をいう。第51条を削り、第6章第3節中第52条を第51条とする。

第6章中第6節を第7節とし、第5節を第6節とし、第4節を第5節とし、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 石綿排出等工事等における石綿の飛散の防止

（管理体制の整備）

第52条 石綿排出等工事の元請業者（発注者（石綿排出等工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接石綿排出等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）又は自主施工者（石綿排出等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備しなければならない。

（住民等への周知）

第52条の2 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、規則で定める事項を周知しなければならない。

（大気中の石綿濃度等の測定）

第52条の3 石綿排出等工事（規則で定める工事に限る。）の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

（発注者への説明）

第52条の4 石綿排出等工事の元請業者は、当該石綿排出等工事

の発注者に対し、当該石綿排出等工事に係る次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(1) 第52条の管理体制

(2) 第52条の2の規定による周知に関する計画

(3) 前条の規定による測定をする場合にあっては、その計画(石綿排出等作業に係る届出)

第52条の5 石綿排出等工事の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 当該石綿排出等工事に係る前条各号に掲げる事項

(2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第6項の規定による報告を行う場合を除き、同条第1項又は第4項の規定による調査の結果

2 災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出等作業に係る石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(石綿排出等作業の完了の報告)

第52条の6 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(非常時の措置)

第52条の7 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度が第113条の3の基準値を超えたとき、又は石綿排出等作業により、石綿が当該石綿排出等作業を行う場所以外の場所に多量に飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、速やかに、同項の事態の状況及びとった措置の概要を知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の事態が発生した場合において、当該事態に係る同項に規定する者が同項の応急の措置をとっていないとき又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(建築物等からの石綿飛散防止措置)

第52条の8 建築物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等に吹付け石綿等が使用されているかどうかを把握するとともに、石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第110条の2第1項中「、第52条」を「、第51条から第52条の6まで」に改める。

第121条第3号中「第50条第2項」の次に「、第52条の7第3項」を加える。

附 則

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第3節の次に次の1節を加える改正規定(第52条の5第1項第2号に係る部分に限る。)は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第52条から第52条の6まで(第52条の5第1項第2号を除く。)の規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事について適用する。

3 改正後の第52条の5第1項第2号の規定は、令和4年4月1日以後に着手する建設工事について適用する。

神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第25号

神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

神奈川県男女共同参画推進条例(平成14年神奈川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「より相手方の」の次に「職場、家庭、学校、地域その他の」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

第3条第3項中「における活動と当該活動以外の活動との両立」を「と職業生活その他の社会生活等との調和」に改める。

第4条第1項中「施策」の次に「(積極的改善措置を含む。以下同じ。)」を加える。

第8条第2項中「第三者」の次に「(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)」を加える。

第10条第1項第3号中「その」の次に「職務区分別の数並びにそれらの」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第26号

神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

神奈川県看護師等修学資金貸付条例(昭和39年神奈川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、看護師等」を「又は看護師」に改める。

第2条第1項第1号ア中「第22条まで」を「第21条まで」に改め、同号ウ中「、看護師又は准看護師」を「又は看護師」に改める。

第4条第1項第1号の表を次のように改める。

区分	金額(月額)
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下この表において同じ。)が設置する養成施設	17,000円
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者に対し貸し付けた修学資金であって、同日において返還が完了していないものの返還、返還債務の免除、返還の猶予及び延滞利息の徴収については、なお従前の例による。

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第27号

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年神奈川県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「墓地等の境界線と人家、学校等」を「墓地(埋葬を行うものに限る。)又は火葬場にあつては、その境界線と人が現に居住その他の使用をしている建物」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 墓地(埋葬を行うものを除く。)又は納骨場にあつては、その境界線と病院その他の規則で定める施設との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の公布の日前に神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例第4条から第6条までの規定による手続の全部又は一部を行った墓地等の経営の計画に係る墓地等の経営の許可の申請における墓地等の設置場所の基準については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第28号

かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例

かながわペットのいのち基金条例(平成30年神奈川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、その」を「その」に改め、「図るため」の次に「並びに多数の飼養又は保管(以下「飼養等」という。)がされている犬及び猫の命を守りその適正な飼養等を推進するため」を加える。

第7条中「事業」の次に「並びに多数の飼養等がされている犬及び猫の避妊又は去勢手術その他その適正な飼養等を推進するための事業」を加える。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に積み立てられた資金(同日以後に当該資金に係る基金の運用から生ずる収益金を含む。)に係る基金の処分については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第29号

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例(昭和32年神奈川県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第3相模三川公園の項を削る。

別表第4に次のように加える。

山北つぶらの公園	1 公園施設の維持管理に関する業務 2 公園施設の運営管理に関する業務
----------	--

別表第5保土ヶ谷公園の項プールの項中「中学生」の次に「(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。)」を加え、同表辻堂海浜公園の項交通展示館の項中「20歳以上65歳未満の者(学生及び高校生を除く。) 310円」を「20歳以上65歳未満の者(学生及び高校生(中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。)を除く。) 310円」に改め、同表相模三川公園の項に次のように加える。

パークゴルフ場	1人1回	高校生以上の者 中学生以下の者	200円 100円
---------	------	--------------------	--------------

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県都市公園条例第31条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日においても、同日以後の公園施設の利用に係る利用料金について、この条例による改正後の別表第5の規定の例により、神奈川県都市公園条例第35条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

規 則

神奈川県立相模湖漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第27号

神奈川県立相模湖漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立相模湖漕艇場条例施行規則（平成28年神奈川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「1 年前」を「属する月の前月の初日」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公共団体又は公共的団体が行うスポーツ行事その他の行事で同項に定める期間前に利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずるものについては、指定管理者の承認を受けて当該期間前に利用の申込みをすることができる。

3 前項の規定により第 1 項に定める期間前に利用の申込みをすることについての承認を受けようとする者は、同項に定める期間の初日の10日前までに、指定管理者に申請しなければならない。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県立山岳スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第28号

神奈川県立山岳スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 神奈川県立山岳スポーツセンター条例施行規則（平成28年神奈川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第12条第 2 項」を「第15条第 2 項」に改める。

第 2 条 神奈川県立山岳スポーツセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(第 1 号様式)」を「(別記様式)」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項第 3 号中「スピードウォール又はリードウォール」を「リードウォール又はスピードウォール」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条から第10条までを削る。

第11条中「第15条第 2 項」を「第12条第 2 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 2 号様式及び第 3 号様式を削り、第 1 号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第29号

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則（平成14年神奈川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「数は、」の次に「届出に係る年の10月 1 日に」を加える。

第 3 条中「第10条第 1 項第 9 号」を「第10条第 1 項第 8 号」に改め、同条第 1 号中「もの」の次に「(以下「正社員」という。)」を加え、「数値」を「数」に改め、同条第 2 号中「常時使用する従業員」を「正社員」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 4 条関係）（第 1 面）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

男女共同参画の推進の状況に関する届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住 所（法人にあつては、所在地、
氏 名（名称及び代表者の氏名）

神奈川県男女共同参画推進条例第10条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称等	フリガナ								
	名 称								
	所 在 地								
	主たる業種	大分類				中分類			
事業所の状況	職務区分別の数	職務区分	常時使用する従業員（人）			うち正社員（人）			
			総 数	うち男性	うち女性	総 数	うち男性	うち女性	
		人事・総務・経理							
		企画・調査・広報							
		研究・開発							
		情報処理							
		営 業							
		販売・サービス							
		生 産							
	合 計								
	正社員の平均年齢及び平均勤続年数	区分	平均年齢（歳）			平均勤続年数（年）			
			正社員						
			うち男性						
			うち女性						
		正社員の採用者数	総 数（人）	うち男性（人）			うち女性（人）		
管理職等	管理職等の数	管理職等の種類	管理職等の数（人）		うち男性（人）		うち女性（人）		
		部長相当職							
		課長相当職							
		係長相当職							
	管理職の登用数	管理職の種類	管理職数（人）		うち男性（人）		うち女性（人）		
		部長相当職							
		課長相当職							

(第2面)

教育訓練の実施状況	項 目	実 施 状 況				参 加 の 状 況									
		実施している	実施していない	男性のみ参加している	女性のみ参加している	男女とも参加している									
	能力向上のための教育訓練	1	2	5	6	7									
	管理職養成のための教育訓練	3	4	8	9	10									
	業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況	育児休業取得対象者数	合計 (人)												
			うち男性 (人)												
			うち女性 (人)												
		育児休業取得対象者数及び取得者数	区 分	育児休業期間別の取得者数											
				5 日未満	5 日以上 2 週間未満	2 週間以上 1 か月未満	1 か月以上 3 か月未満	3 か月以上 6 か月未満	6 か月以上 8 か月未満	8 か月以上 10 か月未満	10 か月以上 12 か月未満	12 か月以上 18 か月未満	18 か月以上 24 か月未満	24 か月以上	合計
			取得者数の合計 (人)												
うち男性 (人)															
うち女性 (人)															
介護休業及び子の看護休暇の取得者数		区 分	介護休業				子の看護休暇								
		取得者数の合計 (人)													
		うち男性の取得者数 (人)													
		うち女性の取得者数 (人)													
セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況		方針の周知・啓発の方法	就業規則等による周知		社内報等による周知		研修、講習等の実施		その他						
			1	2	3	4									
	相談・苦情受付窓口の整備の方法	相談担当者の設置		マニュアルの整備		外部機関への委託		その他							
		5	6	7	8										
	懲戒規定以外の措置を就業規則等の内部規則で定めている						いる		いない						
							9	10							
連絡先	所 属 名														
	担当者氏名														
	電話番号					内線									

(第3面)

- 備考 1 「主たる業種」欄には、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類及び中分類を記入してください。
- 2 「職務区分別の数」欄には、届出に係る年の10月1日（以下「基準日」という。）現在の人数を記入してください。なお、「生産」には、建設、運輸及び物流部門も含めてください。
- 3 「常時使用する従業員」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、派遣社員は含めないでください。
- (1) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - (2) 臨時又は日雇い従業員で、基準日前2月の各月にそれぞれ18日以上雇われたもの
- 4 「正社員」とは、神奈川県男女共同参画推進条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第1号に規定する者をいいます。ただし、親会社等からの転籍出向者は含めますが、在籍出向者は含めません。
- 5 「正社員の平均年齢及び平均勤続年数」欄には、基準日現在における年数で計算し、小数点以下の端数があるときは、小数点第2位を四捨五入した数を記入してください。
- 6 「正社員の採用者数」欄には、基準日前1年間の状況を記入してください。
- 7 「管理職等」欄には、基準日現在の人数を記入してください。なお、「部長相当職」及び「課長相当職」とは、規則第3条第3号に該当する者をいい、「係長相当職」とは、規則第3条第4号に該当する者をいいます。部長、課長等の役職名を採用していない場合や次長職等管理職（等）の種類欄にない管理職については、実状に応じてどの役職に該当するか適宜判断してください。
- 8 「管理職への登用数」欄には、基準日前1年間の状況を記入してください。
- 9 「教育訓練の実施状況」欄は、それぞれの項目ごとに該当する番号を○で囲んでください。
- 10 「育児休業取得対象者数」欄には、基準日の2年前から1年間に出産等により子を養育することとなった者のうち、育児休業の取得対象となるものの人数を記入してください。
- 11 「育児休業期間別の取得者数」欄には、「育児休業取得対象者数」欄に計上した者のうち、基準日の前日までに育児休業を取得したものの人数を育児休業期間別に記入してください。なお、育児休業期間には、基準日以後に取得予定である期間も含めてください。
- 12 「介護休業及び子の看護休暇の取得者数」欄には、基準日前1年間の状況を記入してください。
- 13 「セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況」欄は、それぞれの項目ごとに該当する番号を○で囲んでください。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第30号

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成15年神奈川県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号を削り、同項第2号中「埋葬を行う墓地」を「墓地（埋葬を行うものに限る。）」に、「居住し、又は使用している」を「居住その他の使用をしている」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「居住し、又は使用している」を「居住その他の使用をしている」に改め、同号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

3 条例第10条第3号に規定する規則で定める施設は次に掲げる施設とし、同号に規定する規則で定める距離は墓地又は納骨堂の境界線と次に掲げる施設との水平投影面における最短の距離

で110メートルとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）」
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

第1号様式（表）、第4号様式（表）及び第6号様式（表）中「学校、」を削る。

第11号様式中「神奈川県指令」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。